

# 企画競争説明書

業務名称：ラオス国電力政策アドバイザー業務

調達管理番号：22a00938

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月8日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年3月8日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国電力政策アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年5月～2025年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の6%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Hirayama.Anju@jica.go.jp](mailto:Hirayama.Anju@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 3月 14日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 14日 12時
3	質問への回答	2023年 3月 17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の <b>4営業日前から1営業日前の正午まで</b>
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 3月 24日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 4月 4日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託

契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口宛、CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注 1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式) に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名: (調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
〔例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書 (第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合  
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合)

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価 (技術評価) を行います。評価の具体的な基準や評

価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ラオス国電力政策アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の背景

ラオスはクリーンで再生可能な水力資源が豊富であり、2021年の設備容量10,971MWのうち8割が水力発電（8,924MW）である。ラオス政府は、このクリーンな資源を活用した電源開発を進め、大メコン圏（タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、中国雲南。以下、「GMS」という。）の隣国との電力融通拡大のため、国内系統と隣国電力系統とを連系させる「System to System連系体制」の確立とそれを利用した電力輸出拡大を目指している。そのため、ラオス国内の電力安定供給、およびラオスおよび隣国間の電力融通の着実な進展に貢献することを目的に、JICAは「ラオス国電力系統マスタープラン策定プロジェクト（2017年9月-2020年3月）」により、隣国との系統連系による電力融通の拡大を実現するためのロードマップの作成を支援した。そのロードマップに基づき、「電力政策アドバイザー業務（2020年10月～2023年3月）」では国家電力開発計画（以下、「NPDP」という。）の策定支援、「グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト（2021年2月～2024年1月予定）」では系統システム全体を適切に計画し運用するためのグリッドコードの改善及び系統運用能力の向上を図っている。また、財務状況が悪化しているラオス電力公社（Electricité Du Laos。以下、「EDL」という。）に対しては、企業戦略の構築や経営効率の改善、人材マネジメント強化のための「電力公社経営マネジメント改善プロジェクト」を行っている。加えて、ラオスでは2021年3月に更新された、自国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution（NDC））の条件付き緩和策で2050年までのネットゼロ（二酸化炭素排出量ゼロ）を掲げ、再生可能エネルギーの導入促進とともに、クリーンな電力輸出を図りメコン域内の近隣国の低・脱炭素社会へ寄与することが期待されている。そのため、JICAは「炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト（2023年1月～2025年4月）」により、ラオスの水力を含む豊富な再生可能エネルギー資源を活用し炭素中立社会を実現するための、長期のエネルギー移行マスタープランの策定支援を行っている。これらのプロジェクトは、ラオスの電力セクターの持続的発展に貢献することを目的に、「電力セクター協力プログラム」としてJICAが包括的に取り組んでいるものである。

ラオスの5ヶ年計画、「第9次国家社会経済開発計画（NSEDP：National Socio-Economic Development Plan。以下、「NSEDP」という。）（2021年～2025年）」においては、ラオスはクリーンエネルギーによる発電のポテンシャルが高いため、経済成長の重要な要素のひとつにエネルギー輸出を含むクリーンエネルギーの利用拡大を掲げている。

一方、NSEDPのうちエネルギーセクター開発計画について、担当部門のエネルギー・鉱業省（Ministry of Energy and Mines。以下、「MEM」という。）のエネルギー企画局（Department of Planning and Cooperation。以下、「DPC」という。）は新しい部署であり同計画の評価、更新に係る専門的知見が不足しているため、適時適切に評価、更新できない状況にある。また、NPDPは2021年11月に国家承認されたものの、NPDP担当部門の電力政策計画局（Department of Energy Policy and Planning。以下、「DEPP」という。）では系統計画に係る専門的知見が十分ではないため、これらの更新、活用にあたっては、「電力セクター協カプログラム」の下、既往プロジェクトとの連携促進が必要である。加えて、隣国の系統連系にあたり、同分野を支援するアジア開発銀行（以下、「ADB」という。）やアメリカ合衆国国際開発庁（以下、「USAID」という。）等の他ドナーとの調整が求められる。

上記を背景に、他ドナーとの連携を強化し、「電力セクター協カプログラム」の実施促進を図るとともに、MEMの政策分析・計画に関する制度的・技術的能力を向上させることを目的に、ラオス政府からの要請に基づき「電力政策アドバイザー」を派遣する。

### 第3条 業務の概要

（1）業務対象地域：ラオス全土

（2）事業実施期間：2023年5月～2025年7月を予定（計26カ月）

（3）事業実施体制

実施機関：

- ・ エネルギー鉱業省（Ministry of Energy and Mines：MEM）
- ・ エネルギー企画局（Department of Planning and Cooperation：DPC）
- ・ エネルギー政策・計画局（Department of Energy Policy and Planning：DEPP）

関係機関：

- ・ 首相官邸（Prime Minister's Office：PMO）

（4）期待される成果

- 1）第10次5ヶ年エネルギーセクター開発計画（2026-2030）が準備される。
- 2）NPDPが更新され活用される。
- 3）近隣諸国との系統連系にあたり、GMS、ASEAN（ASEAN Power Grid: 以下、「APG」という。）諸国およびUSAID等の他ドナーとの調整・協力が強化される。
- 4）電力セクター協カプログラムの実施促進により、各プロジェクトの成果の相乗効果が最大化される。

(5) 主な活動

1) 第10次5ヶ年エネルギーセクター開発計画準備

- 1-1 第9次5ヶ年エネルギーセクター開発計画（2021-2025）の中期レビューのフォローアップを行う。
- 1-2 セクター戦略及び開発計画のプロセスに従って実施促進、モニタリング・評価のための支援を行う。
- 1-3 エネルギーセクター開発計画の実施状況を四半期ごと、年ごとに評価するための評価基準の策定を支援する。
- 1-4 上記活動を通してエネルギーセクター開発計画に係る要員の能力強化を行う。
- 1-5 「炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」を反映したエネルギーセクター開発計画のレビュー、更新、及び活用について助言する。
- 1-6 第10次5ヶ年エネルギーセクター開発計画（2026-2030年）の準備を行う。

2) NPDPの更新・活用

- 2-1 近隣諸国との系統連系を含むNPDPのレビュー、更新、及び活用について助言する。
- 2-2 電力系統計画に係る現状の計画手順と技術レベルを評価し、技術者スキルアッププログラムを策定し研修を行う<sup>1</sup>。
- 2-3 国際連系促進に向けた系統計画のプロセス・評価方法、優先順位付けの基準について助言する。
- 2-4 上記についてMEM上層部に対し助言を行う。

3) GMS諸国及び他ドナーとの調整・協力強化

- 3-1 電力／エネルギーセクターに係るGMS, APG諸国やUSAID, 世界銀行, ADBなど他ドナーの動向を把握し、活動等につき調整・協力を提言するとともに、共同実施など検討する。
- 3-2 近隣諸国との系統連系強化のため、EDL、改革特別委員会、規制枠組みおよび電力規制機関設立を支援する。
- 3-3 地域のエネルギー安全保障、経済性、環境社会配慮の観点から持続可能な電力融通のため、水力発電のカスケード運用を支援する。
- 3-4 関連情報を定期的に収集し、MEM及び関連省庁の大臣、EDL総裁など上層部へ電力政策や戦略的計画について助言を行うとともに、適宜在ラオス日本大使館の大使等へ情報共有を行う。

4) 電力セクター協カプログラムの実施促進

- 4-1 電力セクター協カプログラムにおいて、①電力政策アドバイザー（本業務）、②グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト、③電力公社経営マネジメント改善プロジェクト、④脱炭素社会に向けた統合的電力マスタープラン策定プロジェクト、と調整・連携する。
- 4-2 JICA及び他ドナーの協カ事業の形成、実施、モニタリング・評価への協カ及び

---

<sup>1</sup> 研修についてはOJTを想定しているが、受注者により、テーマ、期間、回数、対象人数、対象機関等について、プロポーザルで提案すること。

助言を行う。

4-3 JICAの協力成果を普及させ、関係者間の調整を促進するためのセミナーやワークショップを開催する。

4-4 本邦招へいおよび周辺国へのスタディーツア等を実施する。

#### 第4条 業務の目的

本業務は、ラオスのエネルギーセクター開発計画およびNPDPのため組織能力強化、GMS諸国及び他ドナーとの調整・連携強化、「電力セクター協力プログラム」の実施促進を行うことにより、MEMの政策分析・計画に関する制度的・技術的能力向上を図り、もって電力・エネルギー政策・計画の包括的な改善に寄与するものである。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は2022年6月13日に日本政府とラオス国政府とが締結した国際約束（包括口上書）に基づき実施される技術協力個別案件（専門家）の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書を作成するものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### （1）運営体制

本業務は、MEMのエネルギーセクター開発計画担当部門のDPC及びNPDP担当部門のDEPPIに対し、電力・エネルギー政策、規制枠組み、エネルギーセクター開発計画、NPDP、広域連系推進等に係る指導、助言を行う。

個別の活動は第3条「（5）主な活動」を想定するものの、「（4）期待される成果」への貢献並びに事業を取り巻く環境、ラオス政府及び他ドナー、関係機関の動向、JICAの電力・エネルギー分野との協調等を勘案し柔軟に対応する。

また、「電力セクター協力プログラム」の第1回合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）は2022年9月8日に開催しており、本業務では第2回以降のJCCを開催し、関係者間の連携強化および進捗管理を行う。

なお、本業務は、個別案件専門家スキームではあるが、スコープが広範にわたるため、本契約によるコンサルタント（受注者）と、別途派遣予定の直営長期専門家<sup>2</sup>のハイブリット体制による複数名から構成されるチーム派遣により実施する。受注者は、直営長期専門家と協働し、円滑な業務実施と適時の成果発現を図る。直営専門家の主な業務は、電力セクター協力プログラム全体としての目標達成状況の把握、成果のとりまとめなど包括的なプログラム実施促進に加え、同プログラムに資する案件形成・実施促進である。具体的には、第3条（4）成果4）のうち4-1の電力セクター協力プログラム全体の進捗モニタリング及び促進業務、4-2の案件形成・実施促進業務、

---

<sup>2</sup> 直営長期専門家：1名、指導科目「電力セクター協力プログラム実施促進」、2023年8月～2025年7月（2年間）派遣予定

(必要に応じて) 機材調達、カウンターパート(以下、「C/P」という。)との日々の協議・調整、他ドナーとの連携・調整、広報活動などを想定している。受注者は、本業務実施に当たっては、同直営専門家と十分な情報共有と綿密な協議・調整を行い、共同体制の構築を行う。

## (2) 本邦招へい<sup>3</sup>

本業務では、電力・エネルギー政策、開発計画、広域連系に関わる本邦招へいを実施する。詳細内容については、本業務実施中にC/P機関と協議のうえ確定する。

## (3) GMS諸国への渡航(スタディツアーを含む)<sup>4</sup>

本業務では、近隣諸国との系統連系にあたり、GMS諸国や他ドナーとの調整・協力が求められることから、各国の電力開発計画、電力系統運用状況等の確認、視察のため、タイ、ベトナム、カンボジアへの渡航を実施する。各渡航回数及び期間は以下を予定する<sup>5</sup>。

- ・タイ：1回、3日間
- ・ベトナム：1回、3日間
- ・カンボジア：1回、3日間

## (4) C/Pのオーナーシップの確保

本業務の目的は、実施プロセスにおいてC/P実務者の能力向上を図ることに加えて、政策決定者の問題意識を正確に把握した上で、ラオス政府が長期的視点から電力セクターの開発を適切に行うためのアクションを取るために必要な技術的助言をすることにある。受注者は、ラオス国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫する。その過程で、大臣等のハイレベルへの説明や意見交換等を適時行う。

## (5) ジェンダーへの配慮

本邦招へい参加者のジェンダーバランスへの留意、女性のエンジニア、オフィサーなど女性の活動への参加を奨励する。

## (6) JUMPPへの協力

日米両国は、2019年8月のASEAN関連外相会議に際して、「質の高いインフラ投資に関するG20原則に従って、メコン諸国が安全で、負担可能で、信頼できる電力に対する需要を満たし、かつ、地域の電力取引の統合を推進することを支援することを目的とした日米メコン電力パートナーシップ(JUMPP)」を発表した。本業務は、同

---

<sup>3</sup> 本邦招へいについては受注者により、10名のC/Pを対象に1週間程度の実施を想定しているが、計画(テーマ、期間、回数、対象人数、対象機関等)について、プロポーザルで提案すること。また、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2022年4月版)(10月追記版)」を参照のうえ、招へい実施に係る部分について積算を行うこと。

<sup>4</sup> 渡航先国、実施期間、調査日程、内容等について、プロポーザルで提案すること。

<sup>5</sup> ラオスC/Pの旅費は原則先方負担であるが、C/P機関との協議により受注者負担とすることもあり得るので、プロポーザルでは受注者負担として旅費を見積に含める。見積にあたっては、各国2名とする。

枠組みの中で重要な協力と位置付けられていることから、必要に応じてセミナーへの参加・発表や関連する資料の分析、助言等が求められる。関係者との意見交換等についてもJICA担当部署及びラオス事務所、在ラオス日本大使館等に協力し、第7条の業務を行う。

#### (7) 他ドナーとの連携

ADBは、1990年代前半からGMS地域の電力融通等に対する支援を実施している。2004年からはGMS諸国が参加している、Regional Power Trade Coordination Committee（以下、「RPTCC」という。）を定期的で開催し、GMSの広域的相互協力と電力市場形成を目的として地域間のグリッドコードの制定支援等を行っている。

世界銀行は、Financial Recovery Programを実施し、電力構造改革に係るEDLの財務状況、EDLの送電事業のうち230kV以上の高圧送電線を運営する送電会社(EDL-T)設立によるEDLへの財政的影響の評価等に係る助言を行った。今後は、EDLに特化した協力や、Country Partnership Framework (CPF) の中で、ガバナンス、輸出戦略、国内需要拡大等を行う予定である。

USAIDは「Southeast Asia's Smart Power Program (SPP)」、ニュージーランドは「Renewable Energy Strategy and Roadmap」など、各ドナーがラオスの電力、エネルギーセクターへの支援を行っている。

本業務においてもRPTCC等広域連系促進枠組みと連携して活動を行うとともに、戦略・政策レベルとして制度、組織面の提言も含まれることから、適時上記他ドナーとの情報共有、意見交換を図る。

### 第7条 業務の内容

#### (1) ワーク・プラン（全体計画）の合意

本業務の全体像を把握し、基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（案）に取りまとめる。同プラン（案）を基に、ラオス側関係者と協議、意見交換し、ワーク・プランとして取りまとめ、合意する。

#### (2) 各成果に係る活動

第3条（4）に記載の期待される成果1～4に係る活動について、第3条（5）のとおり実施する。

第3条（5）1）については、MEMは2023年2月に第9次5ヶ年エネルギーセクター開発計画の中間レビューを行っているところ、同レビュー結果を踏まえ適宜指導、助言を行う。

第3条（5）2）については、2021年11月に国家承認されたNPDPの更新及び活用にあたり、適宜指導、助言を行う。また、必要に応じて他スキームとの連携も考慮し効果的な実施方法を検討する。

第3条（5）3）については、第6条（7）を踏まえ、GMS諸国及び他ドナーとの調整・協力強化を行う。

第3条（5）4）については、別途派遣予定の直営専門家と十分な情報共有と綿密な協議・調整を行い、共同体制を構築する。

### (3) 本邦招へい

本邦招へいに関し、内容、日程、受入先との調整、被招へい者の選定等を行う。本邦招へいを実施し、実施後はそのフォローを行う。詳細については、第6条(2)のとおり。

### (4) 広報活動

本業務の意義、活動内容とその成果について、ラオス側及び日本側、近隣諸国や他ドナー等に広く理解してもらえるよう、ウェブでの情報発信、政府関連機関や他ドナーとの会議、各種セミナーなど多様な機会を捉え、分かり易く積極的かつ効果的な情報発信を行う。

## 第8条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。業務完了報告書は製本し、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

報告書名	提出時期	提出部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	電子データ
ワーク・プラン	業務開始から1ヶ月後	電子データ
業務進捗報告書	業務開始から6か月毎	電子データ
業務完了報告書(公開版)	契約履行期間の末日 本報告書は公開対象となるため、作成・提出の3か月前に発注者にドラフト(電子データ)を提出し、当機構からのコメントを踏まえて最終化する。	和文: 3部 英文: 5部 CD-R: 5部 電子データ

報告書等の印刷及び電子化(CD-R)の提出が必要な場合の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおり。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。各報告書冒頭には3頁程度のサマリーを挿入する。

#### ア) ワーク・プラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針

- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) 先方実施機関便宜供与、負担事項
- h) その他必要事項

イ) 業務進捗報告書

下記ウ) に準じた項目とする。

ウ) 業務完了報告書

- a) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) 業務目的の達成度（中間・終了時レビュー結果の概要等）
- e) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① 業務フローチャート
- ② 業務従事者の派遣実績（要員計画）（最新版）
- ③ 本邦招へい受入れ実績
- ④ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ 合同調整委員会議事録等
- ⑥ その他活動実績

（2）技術協力作成資料等

受注者が直接もしくはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。提出に当たっては、提出する直近の業務進捗報告書及び業務完了報告書に添付して提出する。

ア 研修テキスト

（3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ WBS

エ 業務フローチャート

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	系統計画に係る研修：テーマ、期間、回数、対象人数、対象機関等	第3条(5)2)2-2 電力系統計画に係る現状の計画手順と技術レベルを評価し、技術者スキルアッププログラムを策定し研修を行う。
2	本邦招へい：テーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、研修実施国(地域)	第6条 実施方針及び留意事項 (2) 本邦招へい
3	GMS 諸国への渡航国、実施期間および日程案	第6条 実施方針及び留意事項 (3) GMS 諸国への渡航

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：電力・エネルギー政策に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／電力・エネルギー政策／エネルギー開発計画・評価

➤ 国際連系／規制枠組み

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 15.50 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力・エネルギー政策／エネルギー開発計画・評価）】

① 類似業務経験の分野：電力・エネルギー政策／エネルギー開発計画及び評価に係る各種業務

② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：国際連系／規制枠組み】

- ① 類似業務経験の分野：国際連系および規制枠組みに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。（詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)）

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務に係る全体工程は、2023年5月から2025年7月までを予定している。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 24.00 人月（現地：21.00人月、国内3.00人月）

本邦招へいに関する業務1.00人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／電力・エネルギー政策／エネルギー開発計画・評価（2号）
- ② 電力開発計画／系統計画
- ③ 国際連系／規制枠組み（3号）

3) 渡航回数を目途 全12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 再委託

再委託はありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ラオス電力政策アドバイザー業務 業務完了報告書

2) 公開資料

- ラオス国電力系統マスタープラン策定プロジェクト ファイナルレポート（2020年2月）：  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042608.html>
- ラオス国 グリッドコード整備及び運用体制強化による電力品質向上プロジェクト 事前評価表：  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020\\_1904791\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1904791_1_s.pdf)
- ラオス国 炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト 事前評価表：  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022\\_2108109\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2108109_1_s.pdf)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔ラオス語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。地域の治安状況については、JICA ラオス事務所、在ラオス日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。現地渡航の際には、JICA ラオス事務所と常時連絡が取れる体制を整えてください。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるため、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手してください。現時点（2021.5.26 改定）では、シェンクワン県及びフアパン県の一部の地域は事務所長承認が必要で、サイソンブン県は渡航禁止となっています。また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報（<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>）と併せて確認してください。また、当該業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に 渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

### 【上限額】

#### 92,909,000円（税抜）

なお、定額計上分4,151,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかかる経費	第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項 (2)本邦招へい	4,151,000円	(1) 受入期間の業務人月（電力開発計画／系統計画分野および国際連系／規制枠組み分野、3号を想定）合計1人月の報酬 (2) 直接経費	(1) 報酬 (2) 国内業務費

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒ヴィエンチャン（タイ国際航空）

東京⇒ハノイ⇒ヴィエンチャン（ベトナム航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表

### プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
	( 34 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／電力・エネルギー政策／エネルギー開発計画・評価</u>	( 34 )	( 13 )
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○</u>	(－)	( 13 )
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(－)	( 8 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：国際連系／規制枠組み</b>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	